

資料

共同社会感情としての法感情

マンフレート・レービンダー 著

平野 敏彦 訳

法感情 (Rechtseffeln) について以前に書いた論文⁽¹⁾において、私は様々な素材に基づいて、次のような四つの互いに独立した仮説を立てた。

- (1) 法感情は、アルフレート・アドラーの個人心理学の意味における共同社会感情である。
- (2) 法感情は、いわゆる脳の快中枢において神経化学的に産出される快感の解発因であり、表出である。
- (3) 法感情は社会化の指標であり、それ故、パーソナリティの発達度を測る尺度である。
- (4) 法感情は、社会生物学的自己制御の意味における遺伝的素質と環境の影響との間のダイナミックな過程である。以下において私は、この第一仮説の根拠をさらに強く固め、この仮説のもつ説明価値をはっきり示すとともに、それが他の三つの仮説と一致していることを論じたい。

一 第一次評価としての法感情

法感情はアルフレート・アドラー (一八七〇年—一九三七年。ウィーン生れの精神分析学者) の個人心理学 (Individualpsychologie) の意味における共同社会感情 (Gemeinschaftseffeln; 社会的関心) であるという仮説は、ミヒャエル・ビーラーの研究に基づいている。ビーラーは法感情という現象において、まず最初に、法感情とを分けた。つまり、感情を法とは関係づけずに、感情は一方の利益的立場との同一化 (Identifikation; 同一視) である⁽²⁾と心理学的に特徴づけるのである。彼にとって法感情とは、法的紛争において一方の当事者に味方するという自発的態度 (spontane Stellungnahme) である。一方に味方する者は、この態度を「共感 (Empathie)」、すなわち他人への感情移入 (Einfühlung) という感情として知覚する。この意味における法感情は「紛争当事者と態度決定者の間の確認された部分的同一性が情緒的に (affektiv) 充当される (besetzt) ということ、つまり事例が誘発性 (Anforderungscharakter; 誘発性) をもつということを通じて解発される (auslösen) 同一化過程の所産⁽²⁾」である。この同一化する、つまり一方に味方する (Parteilnahme) という感情と法との関係は、情動的 (emotional) 状況に対する合理的な (rational) 根拠づけと説明に、それ故、一方に味方することを法に由来するということを通じて正当化するのに用いられているだけである。したがって、法感情は、その発生においては

主観的で情動的であるが、その要求においては客観的で合理的である。一方に味方するということが「合理的な考慮によって正当化される」ので、「感情をもつ者は自分の感情を、同時に、合理的に根拠づけできる正義の要求とも感じるのである。」⁽³⁾

ビラーが法感情を同一化という心理学的過程として特徴づける際に拠り所としているのは、ジークムント・フロイトである。私はそれよりも、アルフレート・アドラーの個人心理学の鍵概念である共同社会感情を拠り所にする方がいいのではないかと考えるが、その理由は以下の通りである。フロイトによると、同一化は、対象を自我(Ego)のうちに意識的又は無意識的に取り入れること、すなわち他人の役割を我が物にすること(Sich-Bemächtigen: 支配すること)によつて起る。⁽⁴⁾アドラー

はこのフロイトの見解とは意識的に対立して、同一化とは感情移入できることと理解することであるという見解をとる。アドラーがその例として選んだのは子供である。子供は父と等しくなろうと努め、父の目で見られることを欲し、父を理解し、その際に社会的に有用な目標をはっきりと思い浮かべるといっているのである。⁽⁵⁾ここでアドラーは、同一化、つまり感情移入と共同社会感情を同じものだとしている。「劇場において観客はだれでもとも感じ、演じている。それが我々の意味における同一化なのだ。」⁽⁶⁾そして、共同社会感情は「他人の目で見、他人の耳で聞き、他人の心で感じる」ことだと定義される。フロイトが個人に照準を合わせているのに対して、アドラーは個人と共同社会

の關係に照準を合わせており、それ故、アドラーの個人心理学は実のところ社会心理学なのである。アドラーにとつて、同一化は共同社会感情の基礎である。⁽⁸⁾フロイトの同一化は自我に關連づけられる概念であるのに対して、アドラーの同一化は共同社会に關連づけられる概念である。法感情が、ビラーの言うように、法的紛争の一方の当事者に味方するという自発的態度であるとすれば、この態度は、他人の役割を我が物とすることや自我との同一化の意味における理解ではなく、むしろ、他人との秩序づけられた關係に關する感情における理解である。とりわけ、「一方の人間の話は、だれの話でもない。両方の人間の話を聞くべきである (enes mannes rede ist kenes mannes rede; ir sult sie hören alle beide)」とごう原則に従つて、ある紛争において他人の立場に立つて考える能力は、これに屬する。⁽⁹⁾

法感情は、確かにまず第一に、法問題における自発的な感情的態度、つまり根源的な (ursprünglich) 感情であり、それ故、テオドル・ガイガーが、価値判断を通じて後からこの感情を正当化することは対照的であるが故に、第一次評価 (primäre Bewertung) と呼んだものである。⁽¹⁰⁾この感情は同一化、それも共同社会感情の理論のいう同一化の意味における連帯感 (Verbundenheitsgefühl) である。共同社会感情は、アドラーの著作の英語版においては、適切にも social interest という訳語が⁽¹¹⁾あてられている。第一次評価としてのこの法感情は、異常な爆發力をもつ場合もある。それは、ハインリッヒ・フォン・クラ

イストが小説『ミヒヤエル・コールハース』において示したように、極端な場合にはむしろ自己否定にまで至ることもある。それは、この第一次評価の際には、感情が何か非合理的なものとして前面に現われることに基づいている。すなわち、この第一次評価の意味における法感情は、いわゆる理想的法感情 (ideales Rechtseffühl)——法が存在すべきであるということに關する感情——にすぎない。今日では、エルヴィン・リーツラーに從つて、理想的法感情は、実定的法感情 (positives Rechtseffühl)——現に法が存在しているということに關する感情——や一般的法感情 (allgemeines Rechtseffühl)——法秩序自体を尊重すべきであるということに関する感情——とは區別されている。⁽¹²⁾ いずれにせよ、法律の素人においては、法的知識が欠如しているので、理想的法感情の場合には情動的なものが優勢になる。規範創造と規範適用の際に法学はこの感情にさかのぼらねばならないので、⁽¹³⁾ 理想的法感情は法の妥当源泉の一つである。客観的意味での法に定位する法感情と並んで、主観的意味での法に關する感情、つまり自己の権利に關する感情としての法感情も存在する。自己の事柄においてどちらの法的立場に力点をおいて味方をするかということで、異なった目標を追求することが可能である。個人の性格に応じて、ある者の法感情が、権利のための闘争に向けられることもあれば、⁽¹⁴⁾ 権利を放棄する^{レヒト} という犠牲を払つてまでも、破壊された調和の回復に向けられることもある。⁽¹⁴⁾ これらを性格学的観点から、怒り型と不安型に

關係づけようとする論者もいたのである。⁽¹⁵⁾

二 第一次評価の規定根拠

法感情をある一定の性格に還元することをもって、我々はすでに自発的な感情移入としての法感情の規定根拠の問題に近づいている。グスタフ・ラートブルフは『法哲学』において、法感情のもつ爆発力を、価値意識と衝動 (Triebe: 本能衝動、欲動) との結合から説明した。グスタフ・リューメルンも、法感情を「生活と世界の調和に向けられた」⁽¹⁶⁾ 生得的な (angeboren) 秩序衝動に還元した。なお現在においては、アルバート・A・エーレンツヴァイクが『精神分析学的法学』において、正義感 (Sinn für Gerechtigkeit) は、少なくとも「その機能に從えば」、空腹や性衝動と同様の衝動であると説いている。(生得的) 衝動としての法感情という捉え方に対して、ルドルフ・フォン・イエーリングは、沈澱した (歴史的) 法経験としての法感情という捉え方を展開した。「法感情が法を産み出したのではなく、法が法感情を産み出したのだ。」⁽¹⁸⁾ この見方によれば、無意識的にはあるが、法感情の中には、自分自身の法体験とともに自身自身の環境の社会的・法的諸關係も反映していることになる。このことは、法感情が世代の交替につれて変遷する理由の説明になるだろう。⁽¹⁹⁾ 法感情が制定法よりも保守的であることがよくある (死刑)。その反面、社会的關係やものの見方が制定法よりも急激に変化する場合には、法感情はその変化に先行するこ

ともある（環境保護）。しかしながら、法感情を共同社会感情だとみなすならば、もっと包括的な見方が獲得されるのである。

アルフレート・アドラーは彼の学説の鍵概念である共同社会感情の概念を、第一次世界大戦の印象の下に展開した。⁽²⁰⁾ アドラーは、社会の形態 (Gesellschaftsform) を求める人間の志向 (Streben)、つまり人間の連帯の感情を強調することによって、フロイト流の精神分析学と袂を分かつたのであった。すなわち、フロイトは一九一三年には、人間の共同生活における第一次的なものは憎しみ (Hass: 憎悪) であるという見解に従っていた。この見解は、最初、一九一一年にヴィルヘルム・シュテューケルがフロイトの討論サークルで発表したもので、その時にはフロイト自身にも「理解できないように思われた」⁽²¹⁾ 見解であったが、後にこの見解に与したのである。「なぜ隣人を愛すべきなのか。はたして彼は私を愛しているのか。」⁽²²⁾ この観点からフロイトは、「集合的精神 (Gemeinschaft)」とそこから出てくる平等や社会的正義の要求は根源的な嫉妬 (Neid) から発してゐる、とも主張した。⁽²³⁾ このフロイトの立場は、現在なおその今日性を減じていない。たとえば、ヘルムート・シエックの非凡なまでに一面的であるがきわめて注目すべき著作『嫉妬——社会の「理論」』においても、嫉妬が人間の社会生活全体において、特に法感情においても、決定的な力であると説かれている。これに對して、アドラーは、嫉妬というものは、人間だれもがもつ劣

等感 (Minderwertigkeitsgefühl) を克服しようとする志向がうまくいかなかった結果だと見ている。彼はフロイトの悲観主義に對して、人間の行為は「共同生活 (Zusammenleben) の論理」によつて指図されるのだと説明することによつて、逆接的な楽観主義 (Democh-Optimismus) を対置する。後に、C・G・ユングは、フロイトが内向的性格であり、アドラーが外向的性格であったことに、両者の態度の相違を帰している。⁽²⁵⁾

アドラーは、彼の見解を——今日我々はそう呼びたいのだが——社会生物学的に (soziobiologisch) 根拠づけた。⁽²⁶⁾ すべての人間の行動の出発点は劣等感である。「人間は劣等感の所有者であり、常にその劣等感の克服を迫られている。我々の文化はすべて劣等感に基づいている。」⁽²⁷⁾ 劣等感の根源は、自分自身が生物的弱者であるという認識である。人間は、自己の属する環境の問題を克服することについて無力であるという鍵体験——その表出 (Ausdruck) が劣等感である——を、発達の過程において、つまり補償 (Kompensation) による個人のパーソナリティ (Persönlichkeit: 人格) の構築において克服しようと試みる。この補償がうまくいくかどうかは、共同社会感情の発達の程度にかかっている。

共同社会感情は生物的弱さに基づく劣等感に對する補償であるという見解に關して、アドラーは、防衛力の限られた動物がすべて群れで行動するということを観察したダーウインに依拠している。⁽²⁸⁾ 群れに属しているという感情は、彼にとつては、動

物の場合も人間の場合も、常に肉体的弱さの反映であり、「人間の場合、おそらく、社会感情 (social feeling) を育成する最も重要な状況は、乳児と子供のよるべなな (helplessness: 無力) と発達の遅さであろう。」⁽²⁹⁾「早く生まれすぎる者」としての人間の状態だけでなく、狩猟社会、あるいはたとえば日本の米作農村という条件の下で生き残るという要請も、必然的に原初的な共同社会感情を形成させることになった。すなわち、共同社会感情は、原始時代において生存の確保の理由から発生したものであって、今日なお、素質 (Anlage: 遺伝素質) としてすべて人間の中に新たに発生する。したがって、人間は生物学的必然から社会的に結びつけられた存在であり、この連帯性を——人間の劣等感の有効な補償を通じて——⁽³¹⁾基底的感情 (Grundgefühl) として内面化してきたのである。⁽³²⁾

安定と安全を求める志向としてのこの根源的な共同社会感情は、決して衝動ではない。ここでもまた、アドラーはフロイトとは別の道を歩む。すなわち、アドラーは衝動モデルを放棄し、完全化を求める志向によって劣等感を克服しようと努める「本能が奪われた存在」(A・ポルトマン)としての人間から出発する。⁽³³⁾劣等感、つまり「ヘルダーが自然から解放された最初の存在と呼んだ人間のもつ不安定性」という初期の経験は、人間の本能が奪われたということと、⁽³⁴⁾相対的な創造的自由をもつということとの、いわば影の部分である。「人間は自己の劣等感に依る際、自己規定のための相対的自由をもつ。共同社会感情

が生物学的必然であるというのは、それが人間に衝動として生得的に備わっているというのではなく、素質として備わっているということにすぎない。だから、人間がこの素質を発達させるか、あるいは、劣等感の補償を権力志向 (Machtstreben) という形における共同社会に違背するような誤った補償の中にあるかという選択の中に、人間の「無限の主体性」が存する。⁽³⁵⁾

フロイトのレビュー論によれば、そしてまた自然科学を範にとる心理学においては、人間は遺伝的素質と幼児期の環境の影響とによって完全に因果的に決定されている。これに対して、アドラーの場合は、劣等感を克服する際に創造的な力が働くと思定することによって、固い決定論 (Determinismus) は柔らかい決定論へと変わっている。確かに、完全性への志向は衝動ではあるが、アドラーによれば、この衝動は「子供がそれに目標を与えない限りは、方向が定まらない。衝動は無方向的であるから、子供の創造的特性を考察することなしに衝動の上に心理学を構築したとしても、それは無益である。」「ここではいっさいの因果的考察……能動的に志向するか受動的に変わらないかとか、リズムと気質において異なっているか、たとえば支配的か隷属的か、人交わりがいか利己主義的か、勇敢か臆病かということに原因を求めようとする考察……は無益である。——子供は自分の生活に関するすべてのことについて、周囲の人々がこうするだろうと自分が推測したものと一致するように決定を下すのであり、それも自分なりの意味で理解し答えを出した

限りにおいてではあるのだが、そのようにして自分自身の運動法則を発達させる。⁽³⁶⁾「子供が二歳から五歳までの間に発達させるこの運動法則を、アドラーは、生活スタイル (Lebensstil; 生活様式) と名づける。これは全体としてのパーソナリティに刻印を与える。それ故、人間の生活の表明 (Lebensäußerung) は、個々の衝動ではなく、彼のパーソナリティの表出としての把握できるのである。ゲシュタルト心理学におけるのと同様、アドラーにとっては、人間はその全体性からしか把握できないのである。生活スタイル、つまり環境の要求に対して自己を守るのに必要な手段として創造的に発展させられる生活プラン (Lebensplan; 生活計画) は、全体として部分に先行し、人間を不可分のもの (Individuum; 個体、個人) にする。⁽³⁷⁾ 個人心理学という表現はここから出てくるのだが、きわめて誤解されやういが故に、不幸な名称であろう。

幼児期における素質と環境から創造的に発展させられた世界の見方としての生活スタイルは、個人が環境を知覚するのに用いる眼鏡である (統覚図式 (Apperzeptionsschema))。⁽³⁸⁾ それは、子供が共同社会感情を発達させるか否か、そして——法感情は共同社会感情であるので——子供が法感情を育成するか否かを決定する。ラートブルフは、「十全に育成された法感情が稀であること」について語っている。⁽³⁹⁾ それはまったく正当である。なぜならば、無意識の先入見としての生活スタイルは、劣等感から生じた不安を、共同社会からの退却、ないしは共同社会への

攻撃の中に表われる保身的行動を通じても補償できるからである。はたせるかな、ラートブルフは、「不純な」法感情の頻発を嫉妬 (平等要求) や復讐心 (正義要求) によって確認し、法感情の「病弊」をその強度が高まりすぎること (加害目的の権利行使 (Gehranke), 訴訟狂 (Querulant), 金利ノイローゼ) によって確認している。⁽⁴⁰⁾ 人間が生活スタイルにおいて、共同社会の方向を向くのではなく、退却又は対決を選択するならば、たとえ法感情を引き合ひに出していても、他人の立場に身をおくという想像力がその人間には欠けているのである。そのような人間の法感情を支配しているのは、権力志向、嫉妬、すべての種類の利己主義的な利益追求なのである。⁽⁴¹⁾

三 価値感情としての法感情

ラートブルフはさらに、法感情が共同社会感情として「不純」であるにせよ、それほど「不純」でないにせよ、いっさいの法感情は良心 (Gewissen) による価値判断にさらされることを見抜いていた。彼は良心の中に、法感情とは対照的に、道德的な感情を見、二つの相対立する倫理的世界について述べ、その理想とするところは二つの倫理的世界が均衡することであるが、この理想は心理的現実に対応しない、と語っている。⁽⁴²⁾ 個人心理学も同じ現象を見抜いているが、別様の解釈をしている。アドラーにとつても、共同社会感情は罪悪感 (Schuldgefühl) の中に表明される良心を必然的に伴っている。⁽⁴³⁾ だが、彼は良心を

法と倫理の対立に關係づけるのではなく、良心の中に正義感覚を見てゐる。「我々が正義になつてゐると呼ぶものは、共同生活の論理が我々の中に持ち込む要求を果すことにほかならない。」⁽⁴⁴⁾良心は、フロイトによると、社会的不安である。だが、アドラーの個人心理学にとつて、不安は「劣等感の直接的に情緒的な表出」であり、「不安と劣等感は同一物である。」すなわち、人間はだれでも劣等感とともに不安をもっており、彼の良心の要求に従つて、自分自身と自分の行動を価値判断するのである。

つい最近、エルンスト・E・ヒルシュは、良心の機能はいわゆる規範フィルター (Normfilter) であるという説を唱えた。

一九二七年にスイスの医師コンスタンティン・フォン・モナコフによつて展開された生物的良心の学説によれば、人間は間脳の中に局在化された行動プログラムをもっており、それは生得的なものであるが、後に内面化によつて、無条件的当為の直接に明白な命令だと人間が考えるものである。いわゆる生物的良心として、人間の道徳意識を規定しているのがそれである。だから、人間はだれでも生得的な生物的規範フィルターをもつてゐることになる。さらに、この生物的規範フィルターと並ぶものが、その時々の人間の社会的環境において妥当する道徳的規範の総体として、学習過程を通して獲得される規範フィルターである。「人間は、本能が欠如しているために、本質的に文化的存在であり、それ故、あらゆる種類の暗示的影響を受けやす

く、またそれにさらされるので、生物的規範フィルターは文化的規範フィルターによつて、せびめられたり、あるいは完全に抑圧される場合もある。その結果、個人は道徳的な行動において、主としてあるいは専ら、その個体発生の過程においてその時々⁽⁴⁶⁾の文化的環境によつて課される条件づけによる影響を受けるのである。」それ故、人間の道徳意識としての良心は、確かに生物的に予めプログラムされている「正義感覚」であるが、内容的には、社会的環境を通じて修正可能でありかつ操作可能な「正義感覚」である。

以上のことから、我々が法感情という場合、一つの心理的過程に二つのレベルでかかわつてゐることは明白である。まず第一に、法感情は個人の生活スタイルによつて影響される第一次評価という一つの行為である。そして第二に、この第一次評価の結果は、良心による評価に服する。すなわち、根源的な多かれ少なかれ欠陥のある共同社会感情は、もう一度規範フィルターを通り抜けねばならないのである。これは、情動的な第一次評価とは逆に、圧倒的に合理的な行為である。法学において繰り返し現われるパラドックスを含んだ言明、すなわち、法感情は知的感情であるとか、法感情は情動的な構成要素と並んで、明らかに知性 (Intelect) に重点をおいたまったく合理的な構成要素をもつものであるとかいう言明は、この第二のレベルにおいてのみ該当する。⁽⁴⁷⁾実際、情動的に一方に味方することを良心によつて自ら評価することが問題である場合、知性が圧倒

料的に作用している。知性は、共同社会感情としての第一次的な法感情に欠陥があるかどうかを吟味する。欠陥のある共同社会感情は、良心を経て、罪悪感、つまり劣等感に至る。個人心理学が共同社会感情と劣等感の間に相關関係を見るのは、正当である。⁽⁴⁸⁾一方に味方するという感情に方向を与えた生活スタイルが、人間の共同生活の「論理」の「理性的命令、それ故常識 (common sense) にならなっているのか、あるいは、一方に味方することがいわゆる私的論理によつてしか正当化できないのかを、規範フィルターは吟味するのである。アドラーは、共同社会感情と結びつけられる知的能力 (Intelligenz; 知能) としての理性 (常態) と、共同社会の要求に対応しない生活スタイルを正当化しようとする私的な能力を峻別する。良心による評価は、第一次的な法感情によつて惹き起こされた罪悪感の補償に役立つ。法感情が良心という価値感情に耐えた場合、すなわち良心が「鎮静」している場合のみ、快感 (Wohlfühl) が生ずることが出来る。この快感は、私の第二仮説によれば、神経化学的に (neurochemisch) 産出された幸福感 (Glückseffekt) の表出であり、解発因 (Auslöser; 解発体) である。一方に味方するという第一次的な感情だけでは快感はまだ生ずることはできず、それどころか、良心による有罪判決 (Verurteilung) のために、罪悪感、それ故不快感 (Unlustgefühl) に至ることもある。すなわち、法感情には二種類あつて、一つは第一次評価であり、もう一つはこの評価を正当化する価値判断である。

四 心理的健全さの徴表としての發達した法感情

以上のようなわけで、我々は、主観的意味における法に關連する理想的法感情を、倫理に關連する良心に對置するラートブルフに從うことはできない。⁽⁴⁹⁾むしろ、規範フィルターとしての良心は、法感情そのものの部分的側面でもある。しかし、広義における良心と特別の現象形態としての法良心とは區別されねばならない。このことは、共同社会感情が一つの包括的現象であり、法感情は、法的状況に關係し、法的規範に基づいて吟味されるが故に、この共同社会感情の一つの現象形態にすぎないということとまったく同様である。

ところで、法感情が共同社会感情であるという特徴づけをすることによつて、倫理学、つまりは形而上学に對する心理学の限界を越えることになる。アドラーは共同社会感情という自ら構成した概念を用いて、まったく意識的にこの限界を越えている。彼にとつては、協同や共同社会に友好的な行動が「善」であり、反社会的で共同社会に敵対的な行動パターンが「悪」である。⁽⁵⁰⁾共同社会感情は、彼にとつて、次のような意味である。

『永遠の相の下に (sub specie aeternitatis) 全体的なるものを感じる』こと、永遠に考え続けられねばならない共同社会の形態 (Gemeinschaftsform) —— 人間が完全性という目標に到達した時に、考えられ得るような共同社会の形態 —— を求める志向。現存する共同社会や利益社会 (Gesellschaft) を問題にしているの

ではなく、政治的形態や宗教的形態を問題にしているのではない。「私は、個人心理学の中に形而上学が見い出せると述べる者が正しいということ、認めざるをえない。……私が形而上学を恐れる理由は何もない。それは人間の生活にきわめて強い影響を与えてきたのだから。」⁽⁵²⁾

すなわち、共同社会感情という場合の共同社会は、永遠の相の下に——この表現とともにアドラーはスピノザを引用している——理解されるべきである。したがって、共同生活の論理に従うということ、現存の社会秩序への単なる受動的適応が意味されているのではなく、「未来志向的統合」が考えられているのである。⁽⁵⁴⁾ 発達した共同社会感情は、社会の未来に対する責任意識、すなわち、責任を負い、なすべきことをなすという心の準備 (Bereitschaft) の中に現われる。⁽⁵⁵⁾ こうした形而上学的傾向があるので、共同社会感情は自己実現の行為になる。⁽⁵⁶⁾ アドラーの言によると、他人のために尽くす際に、「我々自身の最良の部分が出てくるのは当然である。」⁽⁵⁷⁾ 劣等感によって解決された「完全性への志向」は、(受動的適応とは反対に) 能動的適応に、

すなわち、未来の理想的な共同社会という理念の下で「現在の現実をよりよき現実のために克服すること」に通じてるのである。しかもその場合には、共同社会は個人の完全性の達成のための単なる手段ではない。なぜならば、ここでは、共同社会感情は、「共同社会のために何が最善であるかに関しての感情とまさにこれをなす心の準備として」⁽⁵⁸⁾、主体以外の完全性への志

向の特別の場合にもなるからである。そのためには、生活一般に対して、すなわち人間に対してだけでなく、「万人の生活の豊かさに寄与する」すべてのものに対しても肯定的態度をとることが必要である。⁽⁵⁹⁾ 発達した法感情は、アドラーにとっては、フロイトとは異なって、パーソナリティの最も重要なメルクマールであり、そして——精神疾患に対する個人心理学的療法にとって決定的なものである——精神的健全さと心理的健康の判定基準である。「アドラーは、共同社会感情が心理的健康の判定基準であり、訓練可能な認識的過程であると考えて、生活拒否の原因的予防の特殊な方法を考案した。——すなわち、共同作業の訓練と同胞 (Mitsch) になるための教育とを通じて共同社会感情を発達させる方法である。彼はますますノイローゼと犯罪の予防を強調するようになった。」⁽⁶¹⁾ この最後の側面は、法感情を共同社会感情として解釈することが、応用科学としての法学に対して大きな実践的効用をもち得ることの理由でもある。

五 要 約

法感情は、法的紛争における一方の利益的立場との同一化である。その際、自発的な、いわゆる第一次評価とこの評価を正當化する価値判断とを区別することができる。

第一次評価においては、情動的なものが優勢である。情動の規定根拠は共同社会感情である。共同社会感情は、アドラーに

料よれば、人間だれもが自らの生物的弱さに基づいてしまっている

劣等感の多かれ少なかれ成功した補償である。つまり、共同社会感情、それ故法感情は、生存の確保の理由から発展する。人間ならだれでも共同社会感情を、衝動としてではなく、素質としてもっている。なぜならば、人間は自己の劣等感を克服する際、自分流の生活スタイルを形作っていく創造的自由をもつからである。したがって、それは法哲学者ラートブルフが「不純な」法感情と呼んだ現象に至ることもしてはばいである。

第一次評価は、良心による価値判断と第二の行為において、正義感覚、いわゆる規範フィリターにちなむ。この価値判断とより合理的な行為は、劣等感と結びついている罪悪感の補償のために生ずる。良心が鎮静している場合は、快感がこれに続く。なぜならば、共同社会感情は理想的共同社会を基準にした自己実現の行為であるからである。良心による価値判断は、フィードバックの意味において、第一次評価の影響を与える。それ故、法感情は「ほんやりと」感じているとどう段階から、精巧に形成された法律専門家集団の高度の「判断力(Judiz)」の段階に到達するにたがである(啓蒙過程としての法感情の訓練)。したがって、法感情は、あらゆる共同社会感情と同じく、訓練可能な認識過程である。なかなるが、社会的共同作業は、プログラムによれば、訓練するにたがであるからである。この認識は、教育者だけではない、法律家によっても、実践的課題を提起するものとしてである。

(1) M. Rehbinder : Fragen des Rechtswissenschaftlers an die Nachbarwissenschaften zum sog. Rechtsgefühl, in: Margaret Gruter/M. Rehbinder : Der Beitrag der Biologie zu Fragen von Recht und Ethik, 1983, S. 261-274, insbesondere S. 269-274. 平野敏彦訳「こゝろの法感情はこゝろの」法学者からの隣接科学への質問』『民商法雑誌』八六巻五号(一九八二年)七九六—八〇九頁、特に八〇四—八〇九頁。

(2) Michael Bihler : Rechtsgefühl, System und Wertung, 1979, S. 59.

(3) Ebd., S. 101.

(4) Friedrich Dorsch : Psychologisches Wörterbuch, 9. Aufl. 1976, S. 264.

(5) A. Adler : Kurze Bemerkungen über Vernunft, Intelligenz und Schwachsinn, in: Internationale Zeitschrift für Individualpsychologie 6, 1928, S. 267-272, 269 f.

(6) Ebd., S. 270.

(7) Ebd., S. 267.

(8) Heinz L. Ansbacher : Die Entwicklung des Begriffs „Gemeinschaftsgefühl“ bei Adler, in: Zeitschrift für Individualpsychologie 6, 1981, S. 177-194, 186.

(9) M. Rehbinder : Einführung in die Rechtswissenschaft, 5. Aufl. 1983, S. 150. 48頁以下。

(10) Th. Geiger : Vorstudien zu einer Soziologie des Rechts, 2. Aufl. 1970, S. 318 ff. 48頁以下。

(11) Heinz Studer : Das Gemeinschaftsgefühl in der Persönlichkeitslehre Alfred Adlers, Diss. Zürich 1979, S. 20. 参照。

(12) Erwin Riezler : Das Rechtsgefühl (1923), 3. Aufl. 1969. 48頁以下。特に概念史に際しての論議は60頁、64頁、Th. Geiger (N.

- 10), S. 412-415.
- (81) 桂澤定' Rehbinder (N. 1), S. 261-264. 邦訳' 八〇四一八〇
六頁' 収載中。
- (84) Gustav Radbruch: Rechtsphilosophie, 8. Aufl. 1973, S.
196 ff. 田中善大監訳『邦訳稿』(ローランドの著作集第1巻) 東
北大法学部' 一九六一年' 二五二頁以下 [邦訳] ' 法の基礎と
正義第五版と親の1959)。
- (85) Sigmund Kornfeld: Das Rechtsgefühl in Zeitschrift für
Rechtsphilosophie in Lehre und Praxis I, 1914, S. 135-187
sowie II, 1917, S. 28-100.
- (86) Über das Rechtsgefühl, in Gustav Rümelin: Reden und
Aufsätze, 1875, S. 62 ff.
- (87) Deutsche Ausgabe 1973, § 150, S. 219.
- (88) R. v. Ihering: Der Zweck im Recht, Bd. I, 1. Aufl.,
1877, S. XIII. 以下は略。 註に「羅馬法 註: Über die
Entstehung des Rechtsgefühls, in Österreichische Juristen-
Zeitung 7, 1884, S. 121 ff. 収載中。
- (89) Rehbinder (N. 9), S. 150. 參照。
- (90) Alexandra Adler: Individualpsychologie, in E. Frankl
u. a. Hrsg.: Handbuch der Neurosenlehre und Psychothera-
pie III (1976), S. 221-268, 227; Rudolf Krausen: Zur Vor-
geschichte und Geschichte der Individualpsychologie, in
Rainer Schmitz: Die Individualpsychologie Alfred Adlers,
1982, S. 25-31, 27 mit Nachweisen.
- (91) S. Freud: Gesammelte Werke VIII, 1964, S. 452. 井村恒
郎・加藤田郎訳『強迫性神経症の素因』日本教文社訳『フロイトの
集』第一〇巻' 一九五四年' 所収' 一〇三三頁。
- (92) S. Freud: Das Unbehagen in der Kultur, zitiert nach
Alexandra Adler (N. 20). 田中善大監訳『フロイトの著作』四卷第
二巻『フロイトの著作集』第六巻' 一九五三年' 所収。
- (93) S. Freud: Group Psychology and the Analysis of the
Ego (1921), New York 1949, S. 87 f. 井村恒郎訳『集団心理
の分析』日本教文社訳『フロイトの著作集』第四巻' 一九五四年'
所収' 一五七頁以下。
- (94) H. Schaeck: Der Neid, Eine Theorie der Gesellschaft,
1966, S. 255 ff., 403 N. 1.
- (95) Henry Jacoby: Alfred Adlers Individualpsychologie und
dialektische Charakterkunde, 1974, S. 23.
- (96) 以下は略。 註に「フロイトの著作集第1巻」東
北大法学部' 一九六一年' 二五二頁以下 [邦訳] ' 法の基礎と
正義第五版と親の1959)。
- (97) Adler: Der Sinn des Lebens, 1933, S. 48; ders.: What
Life Should Mean to You, 1931, S. 55. 岡入心群訳『人の意義
は』長谷川裕子の訳『フロイトの著作集』第六巻' 一九五三年'
1970, S. 117.
- (98) Adler: The Education of Children, 1930, Neudruck
1970, S. 117.
- (99) Ebd. S. 118.
- (100) Adolf Portmann, zitiert nach Sturder (N. 11), S. 34.
- (101) Sturder (N. 11), S. 8. 參照。
- (102) Rainer Schmitz in Schmitz (N. 20), S. 79. 參照。
- (103) Heinz L. und Rowena Ansbacher: Alfred Adlers
Individualpsychologie, 1972, S. 18.
- (104) Hermann Helgardt in Schmitz (N. 20), S. 53 f.
- (105) Helgardt ebd., S. 34.
- (106) Adler: Der Sinn des Lebens (1933), Fischer-Taschen-
buch 1973, S. 56.
- (107) Jacoby (N. 25), 36-40.
- (108) Sturder (N. 11) S. 32.

- (63) N.14, S.188. 雑誌『月刊国民』
- (64) Ebd. S.199 f. 雑誌『月刊国民』
- (67) Rehbinder N.9 ebd. 雑誌
- (69) N.14, S.196 f. 雑誌『月刊国民』
- (70) A. Adler: Menschenkenntnis, 3. Aufl. 1929, S.130.
- (74) Jacoby (N.25), S.50.
- (75) Erwin Werberg: Handbuch der Individualpsychologie, 1926, S.428.
- (90) Ernst E. Hirsch: Zur Juristischen Dimension des Gewissens, 1979, S.82.
- (74) Bihler (N.2), S.22 f.
- (79) Studer (N.11), S.37.
- (80) Adler N.5, ebd.
- (82) N.14, S.196. 雑誌『月刊国民』
- (85) Reinhold Ruthe in Schmidt (N.20), S.181.
- (88) Adler: Über den Ursprung des Strebens nach Überlegenheit und des Gemeinschaftsgefühls, in Internationale Zeitschrift für Individualpsychologie 11, 1933, S.257-263, 267.
- (89) Studer (N.11), S.51, N.1.
- (75) Lucy K. Ackerknecht: Das Alter und die Behandlung alter Menschen aus der Sicht der Individualpsychologie Alfred Adlers, in Zeitschrift für Individualpsychologie 6, 1981, S.97-112, 100.
- (85) Jacoby (N.25), S.51.
- (89) Josef Seidenfuß: Die Entwicklung von Gemeinschaftsgefühl als selbsterwirklichung, Anpassung und soziale Evolution, in Zeitschrift für Individualpsychologie 6, 1981, S.57-70, 59 ff.

- (75) Adler: Wo zu leben wir? (What life should mean to you, 1931), Fischer-Taschenbuch 1979, S.18.
- (80) Wolfgang Metzger: Einführung zu Adler: Der Sinn des Lebens, Fischer-Taschenbuch 1979, S.21.
- (80) ホーネーの『社会的人間的・ホーネーの「社会的関心 (social interest [=Gemeinschaftsgefühl]) の記述」』を『西学』の雑誌『社会心理学』に収録。Ansbacher (N.8), S.188. このホーネーのホーネーの見解の証明を収めた。
- (80) Studer (N.11) S.3 f., 43 ff.
- (75) Ansbacher (N.8), S.188.

【後記】

本誌に Manfred Rehbinder, Rechtsgefühl als Gemeinschaftsgefühl, in: Ernst-Joachim Lampe (Hrsg.), Das sogenannte Rechtsgefühl (Jahrbuch für Rechtssoziologie und Rechtslehre; Bd. 10), Opladen: Westdeutscher Verlag, 1985, S.174-183. の翻訳である。同書は一九八三年一月九日—一日にユーンベルトの学際研究センターで行なわれた「社会心理学」をテーマとした研究集会での報告が収録された。本誌はその一部である。編者レオン・教授は、この研究集会 (S.9) のレオン・教授の本稿註(一)の論文が「この研究集会のそもそもの開催のきっかけになったところである。レオン・教授が昨年の九月から今年の一月にかけて日本に滞在された折、教授からこのテーマについて、日本の研究者と意見を交換したい」という強い希望が出され、関西法理学研究会一月

例会(二月八日、於・同志社大学)がそのための場として提供された。研究会においては、まずレービンダー教授御自身から導入的な説明がなされ、続いて私が本稿の日本語訳を読み上げ、最後に活発な議論が行なわれた。本稿註(1)の論文を私が以前に邦訳したといういきなりから、今回の邦訳も担当したのであるが、本訳稿は当日の原稿に若干手を加えたものである。

レービンダー教授は、法社会学者として日本ではよく知られているので改めて紹介するまでもないが、現在、スイスのチューリヒ大学教授であると同時に、西ドイツのフライブルク大学の嘱託教授(Honoraryprofessor)を務められており、法社会学以外にも、労働法、無体財産法、メディア法の専門家として多方面に幅広く活躍されている。

次に、本稿成立の背景について説明しておこう。一九八一年九月二五日―二七日に、カリフォルニア大学ハッチェンズ民主制度研究センターとサンフランシスコ・ドイツ文化センターの後援で、シンポジウム「Law and Behavioral Research (Rechtswissenschaft und Verhaltensforschung)」が行なわれた。レービンダー教授は、このシンポジウムそのものの企画立案段階から関与され、実現のために多大な努力をされたのだが、そのシンポジウムでの報告が本稿註(1)の論文である。教授はこのシンポジウムからの帰途日本に立ち寄られ、一月三日に京都大学霊長類研究所で、このシンポジウムに日本から唯一参加された伊谷純一郎京都大学理学部教授とともに、研究集会をもたれ、

そこでもう一度同じ報告をされた。本稿註(1)の報告の邦訳はこの時のタイプ原稿を基に行なわれたものであるが(公刊は一九八二年八月になった)、ドイツでは一九八二年一月の『ユリス・テンツァイトウング』の第一号の巻頭に発表された(Fragen an die Nachbarwissenschaften zum sog. Rechtsgefühl, in: Juristenzeitung 1982, S. 1-5)。ちなみに、これは教授の恩師

であり、本文中でも引用されているE・E・ヒルシュ教授の八〇歳の誕生日に献呈されている。この論文が、ドイツ語圏における法感情論の再燃のきっかけになり、前述のように、一九八三年一月にはそのための研究集会も行なわれたのである。なお、一九八一年のシンポジウムの報告の全体は、『法と倫理の問題に対する生物学の寄与』と題されて、一九八三年初めに公刊されている(Margaret Gruter/Manfred Rehbinder (Hrsg.), Der Beitrag der Biologie zu Fragen von Recht und Ethik, Berlin: Duncker & Humblot, 1983)。

最後に、訳語について若干付言しておきたい。まず、Rechtsgefühl) に関してあるが、周知の通り、ドイツ語の Recht は日本語の「法」と「権利」の両方の意味をもつ言葉である。したがって、文脈によっては、「法感情」ではなく、「権利感情」の方が日本語としては理解が容易と思われる部分もある(特に、ラートブルフに関する箇所は、彼の『法哲学』の該当部分の邦訳では「権利感情」となっていることからしても、その方がよいようである)。しかし、本稿では、原則として、「法感情」という訳語で統一

料した。次に *Gemeinschaftsgefühl* であるが、ゲマインシャフトという概念を日本語でどう訳すかとなると、なかなかむずかしい。法理学研究会の時には「共同体感情」という訳語をあてたが、議論の中で何人かの会員から批判を受けたので、今回は「共同社会感情」という訳語を採用した。本文中にも指摘があるように、この語の英語訳では、*social interest* とされるのが通例であり、日本での議論でも、「社会的関心」という用語でアドラーを論じる場合が多いようである。だが、本稿では、法感情との関係を考慮して、この訳語をとらず、しかし、訳語の上で「社会」を出しておくという配慮から「共同社会感情」を用いたのである。

本稿で用いられている心理学及び精神分析用語については、

専門家の間でも訳語が統一されておらず、いわゆる定訳がないものが多い。本稿では、私の判断で最も妥当と思われる訳語を採用したが、その場合には、原語と他の訳語をも併記しておいた。なお、それ以外の単語でも、原語を付することが適当と思われる場合には、同様のやり方でそれを示しておいた。

本稿は、冒頭にも著されているように、「いわゆる法感情についての、法学者から隣接諸科学への質問」の続編たる位置を占めているので、レービンダー教授の法感情論のパスpekティブを知るためには、両者を一体として理解することが必要であり、先行論文もぜひ参照していただきたい。(ただし、今回の翻訳に際し、前稿とは別の訳語を採用しているところもある。)

(平野敏彦)